省　令

○厚生労働省令第百五十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第三項第一号ロ中「、当該施設の遊具の購入に要した費用」を削り、同項第二号柱書き中「イからハ」を「イ及びロ」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる額

(1)　対象保育施設の設置又は整備に要した費用（(2)に掲げる費用を除く。）の三分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が千五百万円を超えるときは、千五百万円（中小企業事業主にあつては、その額が二千三百万円を超えるときは、二千三百万円））

(2)　対象保育施設の増設（現に存する施設を建て替えて行うものを除く。）に要した費用の三分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が七百五十万円を超えるときは、七百五十万円（中小企業事業主にあつては、その額が千百五十万円を超えるときは、千百五十万円））

ロ　対象保育施設の運営に要した費用について、当該施設の運営を開始した日から起算して五年を経過する日までの間、各年において要した費用の二分の一に相当する額（対象保育施設の現員（現員が定員を超える場合にあつては、定員）が十五人未満の場合であつて、その額が三百七十九万二千円を超えるときは、三百七十九万二千円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、当該運営時間数から九時間を減じて得た時間数（その時間数が七時間を超えるときは、七時間。以下この号において「延長時間数」という。）に十八万円を乗じて得た額（午後十時から午前五時までの間（以下この号において「深夜」という。）における運営時間数が延長時間数を超えるときは、深夜における運営時間数（その時間数が延長時間数を超えるときは、延長時間数。以下この号において同じ。）に四万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に七万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円を、それぞれ加えた額）、二十人以上の場合であつて、その額が六百九十九万六千円を超えるときは、六百九十九万六千円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に三十六万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に九万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円を、それぞれ加えた額）

第百十六条第三項第二号ハを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第百十六条第三項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に係る申請を行った事業主又は事業主団体に対する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給については、なお従前の例による。

告　示

○法務省告示第四百五十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十月三十一日

法務大臣　滝　実

住所　千葉県船橋市習志野台３丁目５番11－401号
阿不都瓦依提甫拉提　昭和43年12月１日生
住所　滋賀県栗東市十里54番地13
李春英　昭和52年11月19日生
住所　大阪市旭区中宮３丁目16番33号
王磊　昭和57年４月３日生
王梓恩　平成24年４月29日生
住所　大阪市中央区島之内２丁目13番31－605号
張修琳　平成元年６月14日生
住所　大阪市城東区新喜多東２丁目６番13－811号
黄海城　昭和54年９月30日生
潘峰　昭和55年１月12日生
黄沁羽　平成20年７月７日生
住所　大阪市東成区大今里２丁目11番３号
張凱　昭和49年２月23日生
張惠嘉　平成21年６月５日生
住所　大阪府柏原市国分本町７丁目８番21号
楊啓子　昭和29年８月18日生
住所　大阪府南河内郡太子町大字春日98番地342
楊義明　昭和25年４月14日生
楊祐佳　昭和59年５月21日生
住所　大阪府八尾市龍華町１丁目４番１－3107号
徐小彦　昭和52年７月７日生
住所　三重県津市河芸町上野1194番地２
スーザン・ジャケリン・ノボリカワ・マンジャリ・デ・レガラド　昭和56年６月13日生
リュウヤ・マックス・パロミノ・ノボリカワ
平成13年12月28日生
ダイキ・サンティアゴ・レガラド・ノボリカワ
平成22年６月22日生
住所　京都市上京区下長者町通大宮西入東辰巳町117番地２
李稜子　昭和59年７月13日生
住所　鹿児島市武２丁目28番17号
薛琳美　昭和58年９月16日生
住所　福岡県春日市春日原南町３丁目６番地
申康一　昭和60年４月24日生
住所　北海道根室市明郷94番地６
王穎　昭和43年12月２日生
住所　千葉市中央区神明町26番地３
董雅麗　昭和56年２月８日生
住所　東京都練馬区光が丘３丁目９番１－304号
文圭才　昭和43年11月14日生
住所　千葉県市川市宮久保３丁目31番19号
崔麗佳　昭和63年３月19日生
住所　長崎市元船町13番14号
林亮　昭和52年５月31日生
住所　埼玉県坂戸市日の出町６番11号
柳大鉉　昭和29年10月28日生
金一美　昭和33年12月３日生
柳朱夏　平成４年10月８日生
柳享佑　平成７年４月14日生
柳皓彰　平成９年８月11日生
住所　東京都足立区千住５丁目13番１－203号
江佳**旎**　昭和59年２月３日生
住所　東京都杉並区方南２丁目12番12－901号
申彦淑　昭和31年10月３日生
住所　東京都江戸川区南篠崎町２丁目33番６－301号
陳美宝　平成17年６月18日生
住所　鳥取県米子市橋本231番地
尹生子　昭和23年４月１日生
住所　山口県宇部市西宇部南１丁目３番35－５号
金秋子　昭和27年９月９日生
朴**纏**　昭和53年２月３日生
住所　山口県山陽小野田市大字小野田3632番地13
朴修　昭和55年５月23日生
住所　愛知県東海市荒尾町油田34番地１
朴孝治　昭和53年２月19日生
金英美　昭和52年12月30日生
住所　愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６
高成龍　平成４年３月５日生
住所　愛知県小牧市大字二重堀177番地５
ロベルト・ヒデキ・タニグチ　昭和45年11月12日生
マリア・マサコ・タニグチ　昭和41年４月23日生
ケリー・リエ・タニグチ　平成６年１月８日生
クレイトン・ジュン・タニグチ　平成７年８月21日生
住所　名古屋市西区見寄町203番地
朴一義　昭和44年１月16日生
住所　愛知県大府市大府町ウド65番地１
金將司　昭和57年７月22日生
住所　奈良市右京２丁目２番地
尹海影　昭和56年１月７日生
住所　奈良県生駒郡三郷町夕陽ヶ丘９番６号
楊貴子　昭和32年４月23日生
住所　山口県宇部市芝中町11番45－706号
安基憲　昭和50年10月25日生
住所　横浜市港北区鳥山町646番地
黎梅嬌　昭和56年７月13日生
住所　横浜市西区浜松町８番４－501号
洪正守　昭和62年５月12日生